

年内にすべき個人の「節税対策」！

今年もあと 1 ヶ月です。これから間に合う個人の「節税対策」のポイントをまとめました。

(1) ゴルフ会員権の売却損の活用

ゴルフ会員権の売却損と給与所得等の他の所得と「**損益通算**」することによって、所得税の大幅な節税になります。

(2) 上場株式の売却損の活用

上場株式等の売却損と同族株式の譲渡益（事業承継者等への売買）と「**損益通算**」することによって、所得税の節税対策になります。

※上場株式の売却損は、給与等とは「損益通算」できませんが上場株式の配当金とは「損益通算」ができます。

(3) みなし取得費の特例の活用 (NO369 参照)

取得費が不明あるいは実際の取得費よりみなし取得費の方が高い株式を保有している人は、年内に「取得費の特例」を使うことで節税できます。

(4) 医療費控除の活用

医療費控除は、年間の「支出した医療費」から 10 万円を控除して計算されますので、年内に高額な歯の治療費等があれば年内に支払いを済ませましょう。

さらに、年間の医療費控除の限度額は 200 万円ですので、最高額を超える医療費がでそうなときは治療のタイミングを工夫すべきでしょう。

(5) 小規模企業共済の加入・増額・年払いの活用

個人事業主または会社役員は、「**小規模企業共済**」（退職金共済の一種）に新規に加入したり、または掛金の増額・年払いへの変更をすることによって節税になります。

(6) 生前贈与の活用

預貯金・同族株式などを生前に配偶者・子・孫などに贈与することが、最大の相続税対策になります。**年間 110 万円までが非課税枠**です。

※**相続時精算課税贈与**を活用すれば、2500 万円までの非課税贈与も可能です。さらに、一定の要件を満たす**住宅取得資金贈与**の非課税枠（H22 年は 1500 万円・H23 年は 1000 万円）の活用も可能です。

※詳細については、MAC 松丸会計事務所までご連絡ください。